自動販売機（清涼飲料水等）設置場所の貸付に係る
一般競争入札（事後審査）

佐世保市公告第４０３号

一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき次のとおり公告します。

令和８年１１月２６日

佐世保市長　宮　島　大　典

１　入札に付する事項

１）物件の表示

別表１のとおり

２）貸付期間

１）令和９年２月１日から令和１１年１月３１日まで（３年間）

２）令和９年２月１日から令和１０年１月３１日まで（１年間）　※１か所

３）用途

自動販売機（清涼飲料水等）の設置・運営に限るものとします。

４）賃貸借料等

物件番号ごとに、貸付期間中の賃貸借料の**月額**（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を入札に付します。なお、屋外に設置する物件は、消費税及び地方消費税相当額の加算はありません。

２　開札の日時及び場所

日時　令和８年１２月１１日（金曜日）午前１０時から

場所　佐世保市八幡町１番１０号　佐世保市役所　６階　会議室２

３　入札申込制限台数

今回の入札は、入札参加申込を行うことができる自動販売機の制限台数（入札申込制限台数）を設けています。入札申込制限台数を超えて、入札参加申込を行うことはできません。

入札申込制限台数　＝　７台

４　入札書の提出及び入札金額について

当該物件の入札方法は、物件ごとに次のとおりとします。

１）佐世保市が指定する「入札書」に必要事項を記入（押印）し、任意の封筒に入れ「割印」すること。

２）封筒の宛名は、「佐世保市長」とし、封筒表面に「入札書」と朱書きし、開札日、物件番号を記入してください。

３）封筒裏面には、差出人の「住所」と「氏名（会社名）」、「連絡先」を必ず記入してください。

４）入札書は、物件ごとに封印し、「令和８年１２月９日（水曜日）」午後５時までに「佐世保市役所資産経営課」にご提出してください。なお、指定日及び指定時刻までに提出がなかった場合は、入札は無効となります。

5）入札書の受付時間帯は、開庁日（平日）の午前９時から午後５時までといたします。
※受付時間帯以外の入札書の受付はいたしませんの、ご注意ください。
6）入札参加申込者は、入札書の記載事項を訂正したときは、入札に使用した印鑑を訂正箇所に押印してください。ただし、首標金額の訂正はできません。
7）入札金額は、賃貸借料の月額（空き缶回収箱設置等一切の経費を含む。）とします。
8）入札金額とする賃貸借料の月額は、貸付けを行う物件が「屋内」である場合には、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額としてください。
※貸付けを行う物件が屋外である場合には、消費税及び地方消費税相当額の加算はおこないません。

5　入札保証金

入札保証金は、免除します。

6　入札参加資格

入札については、次に掲げる要件にすべて該当する法人、個人又は任意団体に限り参加することができます。

1）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。
2）地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当し、一般競争入札への参加が制限された者で当該制限が決定された日から２年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
3）次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。
⑴佐世保市暴力団排除条例（平成２４年条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者
⑵佐世保市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
⑶正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
⑷暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第９条第２１号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
⑸自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
⑹法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団等に対して金品その他の財産上の利益の供与をした者
⑺暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
⑻その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者又は警察等捜査機関が確認した者
4）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

5）長崎県暴力団排除条例（平成２３年長崎県条例第４７号）第３３条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から２年を経過していない者でないこと。

6）法人にあっては佐世保市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては佐世保市内に住所を有すること。
ただし、佐世保市内に支店又は営業所を有する法人にあっては、公告日から起算し、過去５年以上の期間にわたり佐世保市内に支店又は営業所を開設していること。

7）佐世保市税、国民健康保険税、消費税及び地方消費税に関し、未納がないこと。

8）自動販売機の設置及び運営業務について、公告日から起算し、過去２年以上の期間にわたり佐世保市内の実績を有していること。

9）任意団体にあっては、代表者が上記（６）及び（７）の要件を満たしていること。

≪特記事項≫

前記（１）から（９）の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、公告した入札に重複して参加することができません。

⑴　入札に参加しようとする法人又は任意団体等の役員が、個人で入札に参加しようとするとき。

⑵　役員が重複している法人又は任意団体等が、入札に複数参加しようとするとき。

7　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

1）入札に参加する資格がない者のした入札

2）入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に物件番号を記入していないもの、入札書に入札者の記名押印がないもの又は入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの

3）同一物件の入札について２通以上の入札書を提出したもの

4）入札に際し不正の行為があったと認められるもの

5）入札書が指定日及び指定時刻までに到達しなかったもの

6）指定した入札方法以外の方法による入札

8　開札の立ち会い

開札会場には関係者以外の入室ができませんので、開札の立ち会いを希望される場合は、**令和８年１２月４日（金曜日）の正午まで**に資産経営課に申し出てください。なお、代理人が立ち会う場合は、当日、「委任状」の提出が必要です。

9　落札候補者の決定

1）予定価格以上の価格で入札した者のうち、最高価格入札者を落札候補者とします。

2）同額の入札をした者が２者以上あるときは、「くじ」により落札候補者を決定いたしますので、あらかじめ入札書の「くじ番号」欄に「001」～「999」までの任意の３桁の数値を記入してください。
なお、記入がないものは「０（ゼロ）」を記入したものとみなします。

３）同額により「くじ」となった場合は、佐世保市により次の要領で落札候補者を決定します。
⑴　同額となった入札書の受付日時順に「０」から順に番号を付番します。
⑵　同額の入札書に記載してあるそれぞれの「くじ番号」すべての数値を合計します。
⑶　上記数値を同額となった入札書の数で割り、余りの数値を算出します。
⑷　「付番数値」が「余りの数値」と合致する者を落札候補者とします。
（４）落札候補者が決定したら、落札候補者に対し口頭もしくは電話で通知します。

10　入札参加資格の審査（事後審査）

落札候補者は、別表２に掲げる書類を**令和８年１２月１６日（水曜日）**の正午までに提出してください。

11　落札者の決定

１）落札候補者の入札参加資格を審査し、要件をすべて満たしていた場合は、当該落札候補者を「落札者」とします。
２）「落札者」が決定したら、落札者に対し電話で通知します。

12　契約の締結

賃貸借契約の締結は、落札者決定後２０日以内を期限とします。

13　契約保証金

落札者は、一時貸付契約と同時に、契約保証金として**「３か月分の賃貸借料」**を納付してください。

14　再入札及び再度公告について

１）再入札について
⑴不落の場合は、２回目の入札を行います。
⑵参加者は、１回目の入札に応札された方のみ参加することができます。
⑶日程等については、後日、文書または電話で通知いたします。
２）再度公告について
１回目の入札において応札者がなかった場合、及び２回目の再入札でも落札に至らなかった場合は、再度、公告を行います。

15 入札内容等の公表

入札内容等については、佐世保市ホームページ上で「応札者数」、「落札者名」、「落札金額」を公表します。

16　問合せ先

〒８５７－８５８５　長崎県佐世保市八幡町１番１０号
佐世保市役所　財務部　資産経営課　資産保全係　（佐世保市役所６階）
ＴＥＬ：（代表）０９５６－２４－１１１１ 内線２６４４～２６４５
（直通）０９５６－３７－６１１１
ＦＡＸ：０９５６－２５－９６４８

以　　上